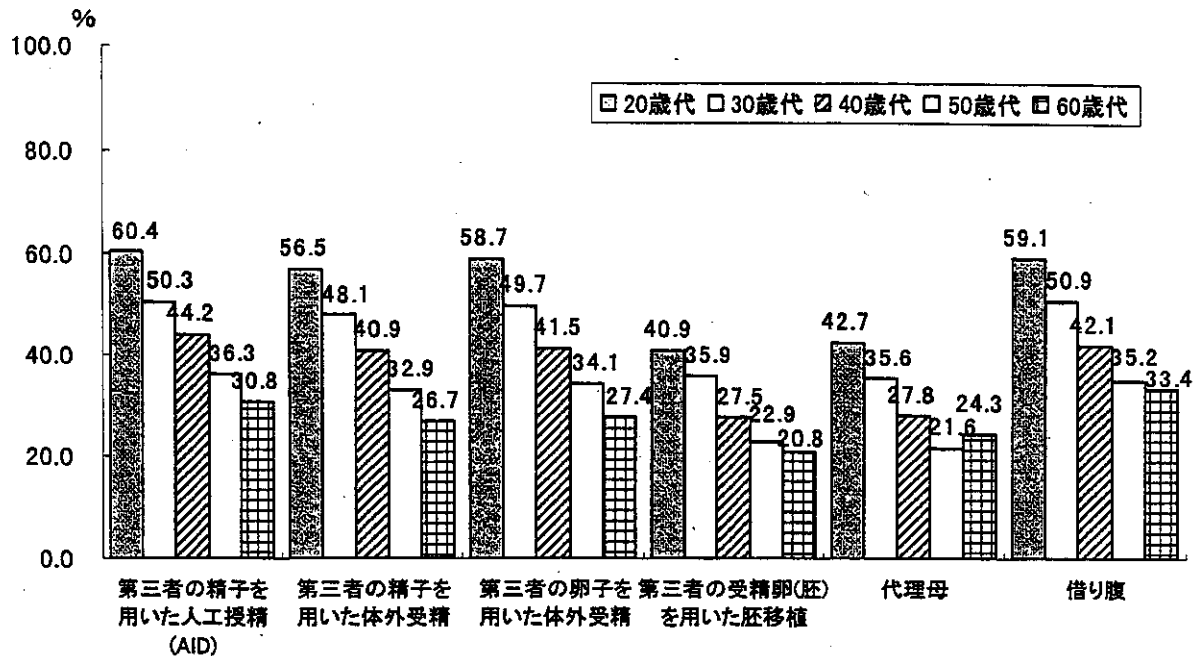


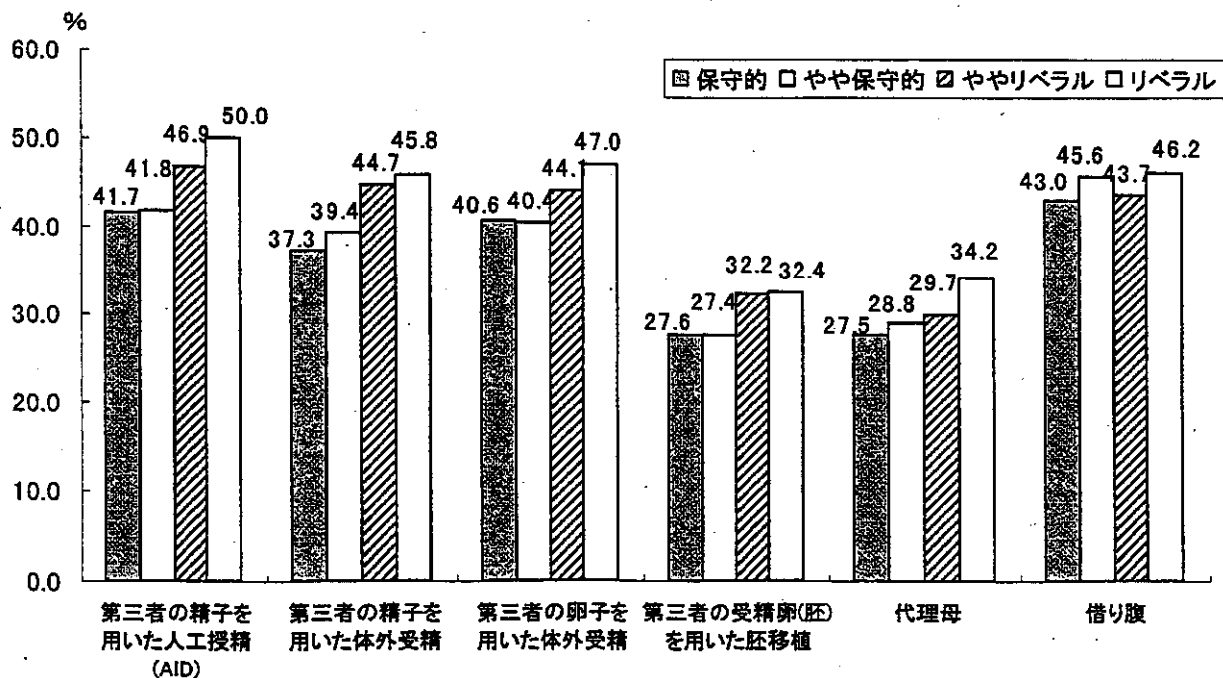
(4) 年代別生殖補助医療技術の是非

年齢が上がるにしたがって、各技術について認める者の割合が少なくなっている。



(5) 家族観等の違い別生殖補助医療技術の是非

家族観や性的役割についての考え方が、リベラルであるほど各技術について認める者の割合が高くなっている。

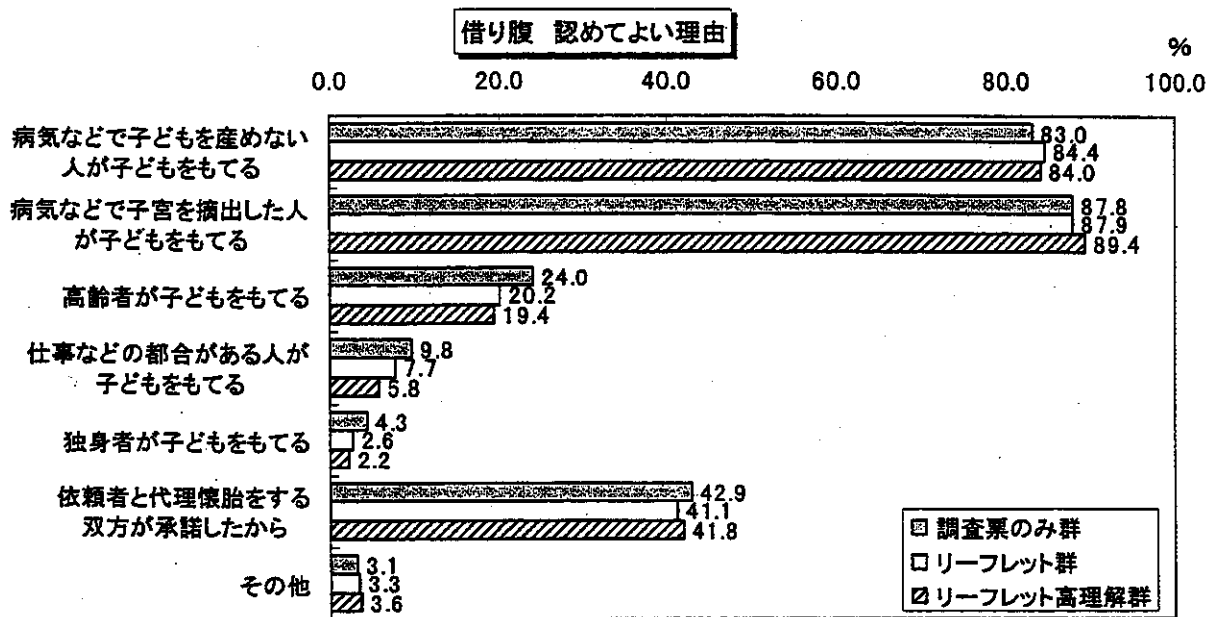


3. 「借り腹」を社会的に認めてよい理由と認められない理由

(設問) 借り腹について、「2」で「認めてよい」「認められない」と答えた理由は何ですか(複数回答)。

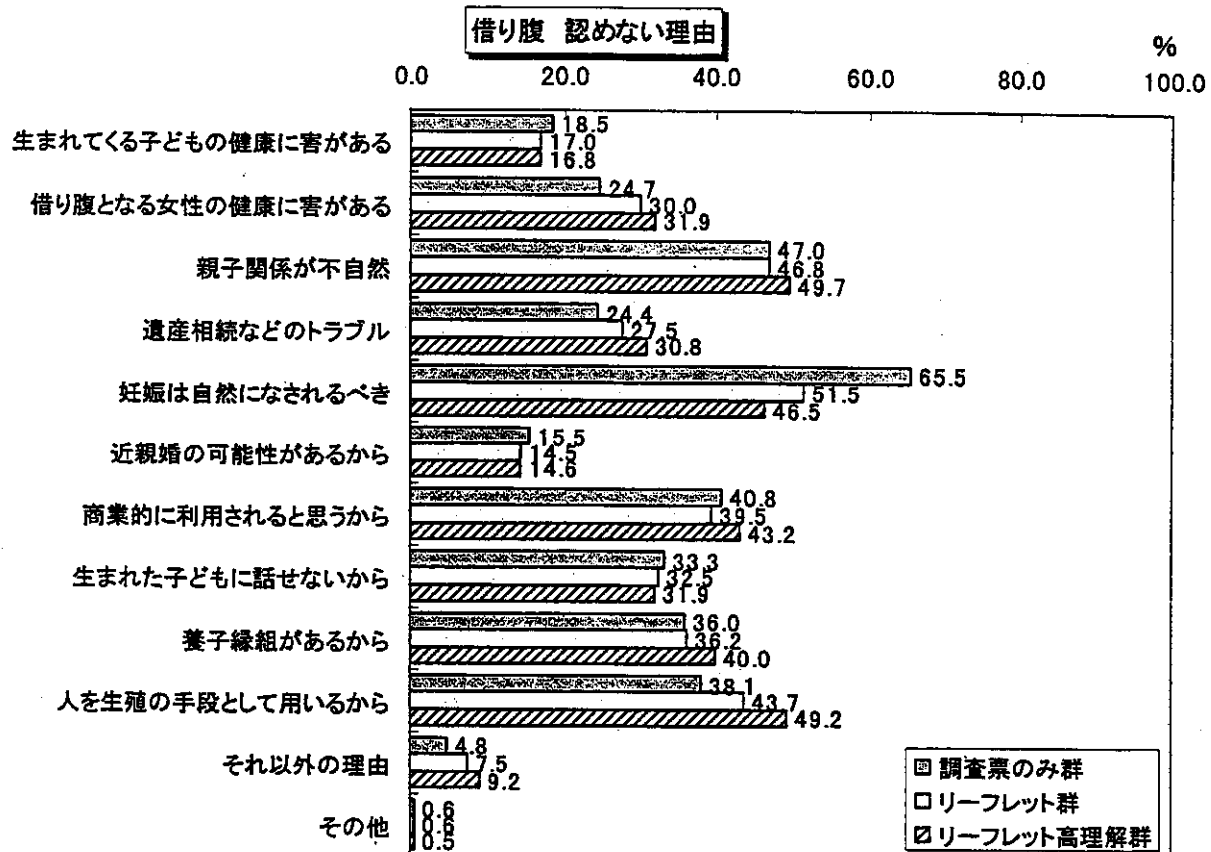
(1) 借り腹を認めてよいとする理由

借り腹を「認めてよい」とする理由のうち、最も多いのは「病気などで子宮を摘出した女性が子どもをもてる可能性があるから」となっている。



(2) 借り腹を認められないとする理由

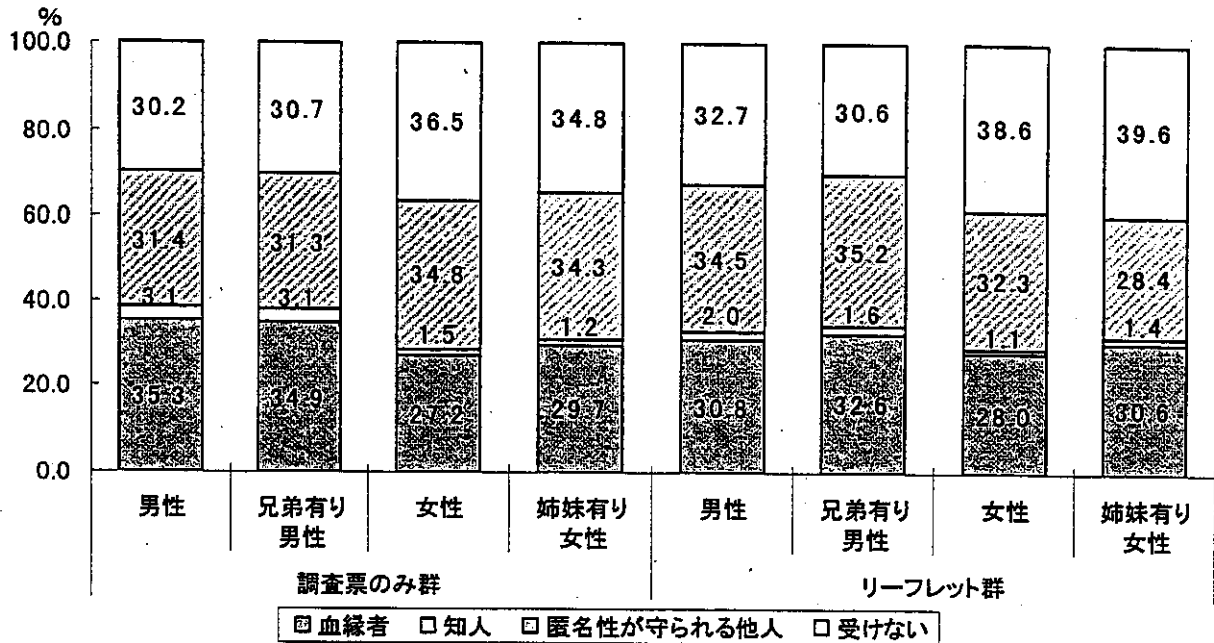
借り腹を「認められない」とする理由のうち、最も多いのは「妊娠はあくまで自然になされるべきだ
と思うから」となっている。以下、「親子関係が不自然になると思うから」、「人を生殖の手段として用
いるから」、「商業的に利用されると思うから」と続いている。



(2) 精子・卵子・受精卵(胚)の提供を受けたい相手

(設問) もしあなたが夫婦間では子どもに恵まれず、子どもを得るために第三者の精子・卵子・受精卵(胚)の提供を受けることを考えた場合に、まず第一に誰から提供を受けたいと考えますか。

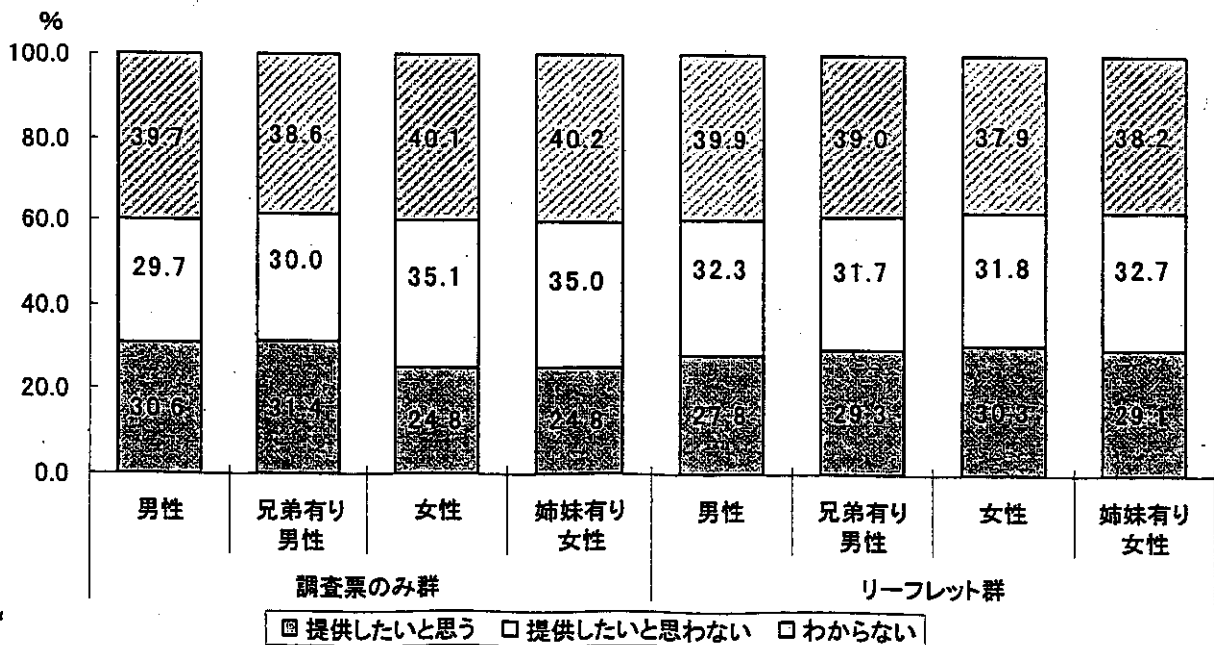
「血縁者」から提供を受けたいと答えた者と、「匿名性が守られる他人」から提供を受けたいと答えた者に意見が割れている。「知人」から受けたいと答えた者はほとんどいない。



(3) 兄弟姉妹への提供の希望

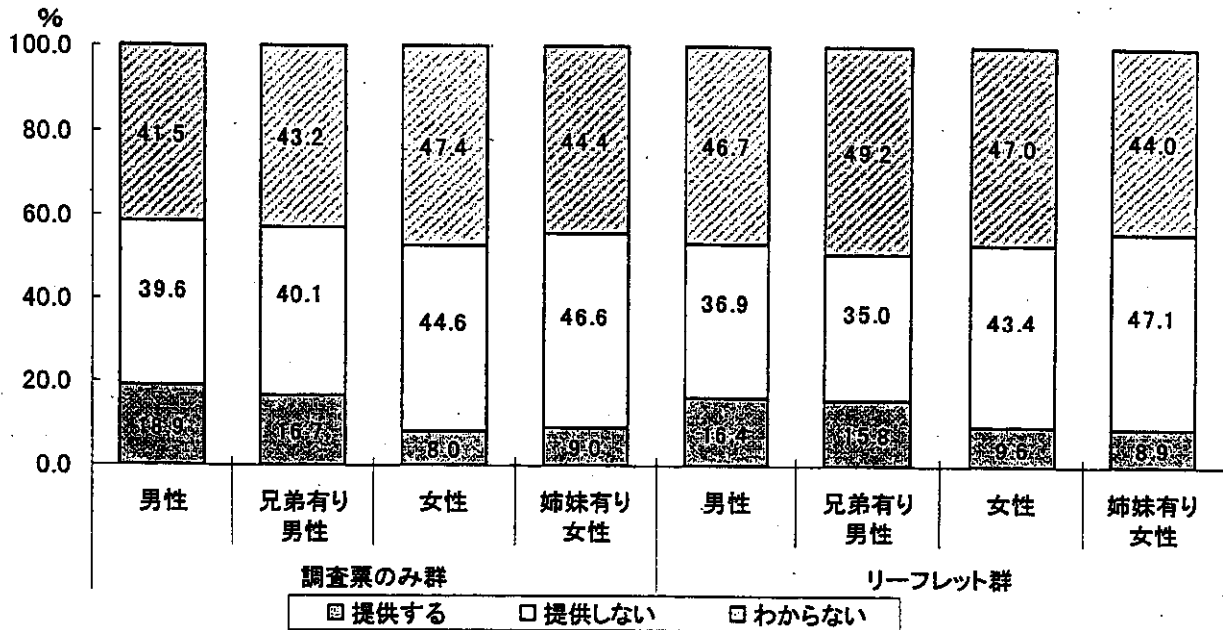
(設問) もしあなたに同性の兄弟姉妹がいるとして、その兄弟姉妹が提供された精子・卵子による生殖補助医療でしか妊娠できない状態にあり、兄弟姉妹からの提供が社会的に認められているならば、精子・卵子を兄弟姉妹に提供したいですか。

「提供したいと思う」と答えた者と「提供したいと思わない」と答えた者に意見が分かれているが、「わからない」と答えた者は約4割と多い。



(設問) 前問で「提供したいと思わない」または「わからない」とお答えになった方にお聞きします。兄弟姉妹や周囲の人から「精子、卵子を提供してほしい」と言われた場合、あなたはどうしますか。

「わからない」と答えた者が最も多く、4割を超えている。男性で、「頼まれれば提供する」と答えた者は15%強であるが、女性は9%程度である。

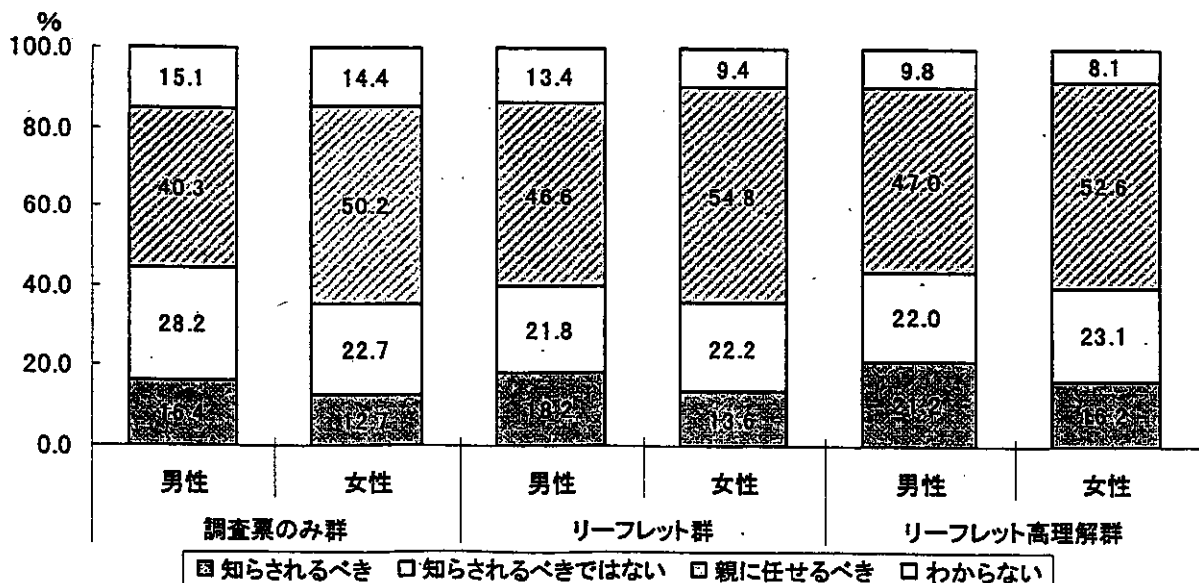


5. 精子、卵子、受精卵（胚）の提供により生まれた子どもが出自を知る権利について

(1) 精子、卵子、受精卵（胚）の提供によって生まれた事実を知ること

(設問) 生まれた子どもが精子、卵子、受精卵（胚）の提供によって生まれた事実を知ることについてどのようにお考えですか。

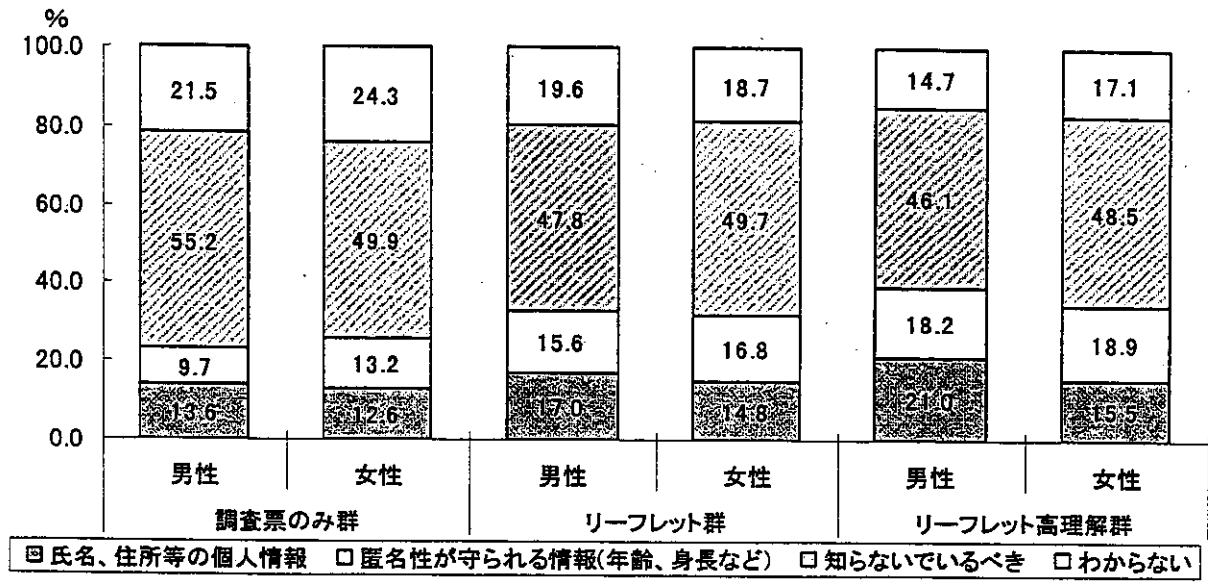
「親に任せるべき」と答えた者は約半数であり、「知らされるべきではない」と答えた者が「知らされるべき」と答えた者を上回っている。



(2) 生まれた子どもが知ることができる提供者の個人情報

(設問) 生まれた子どもが知ることができる提供者の個人情報はどのような情報だと思いますか。

提供者の個人情報を「知らされるべきではない」と答えた者は、約半数であり、また、「氏名、住所等の個人情報」と「匿名性が守られる情報(年齢、身長など)」と答えた者は、ほぼ同程度である。リーフレット高理解群では、「氏名、住所等の個人情報」まで知ることができると答えた者が多くなっている。

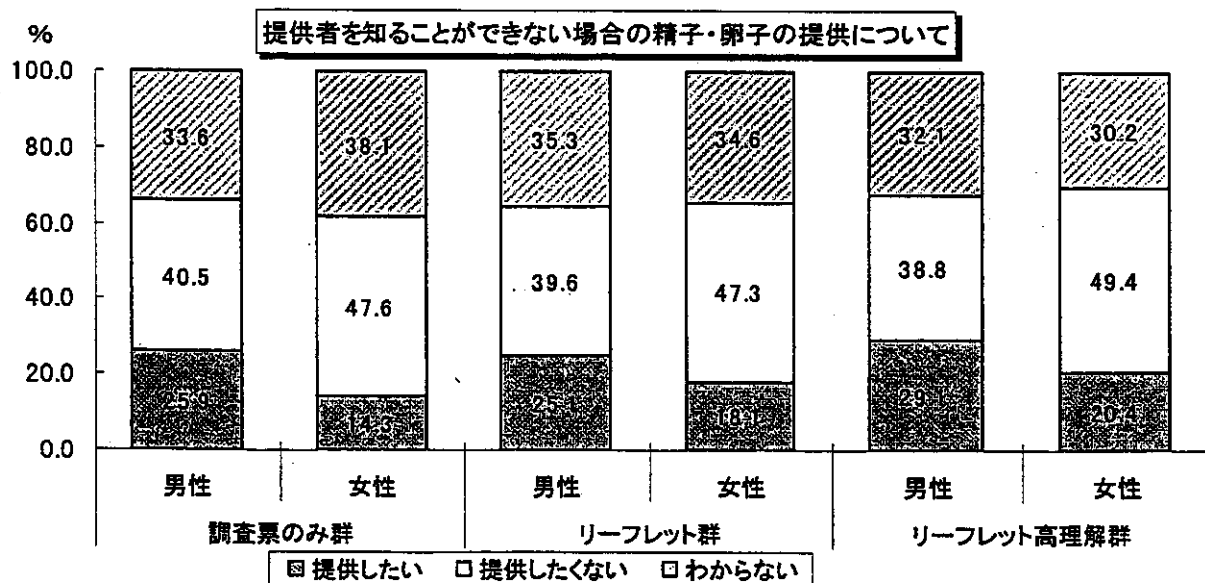
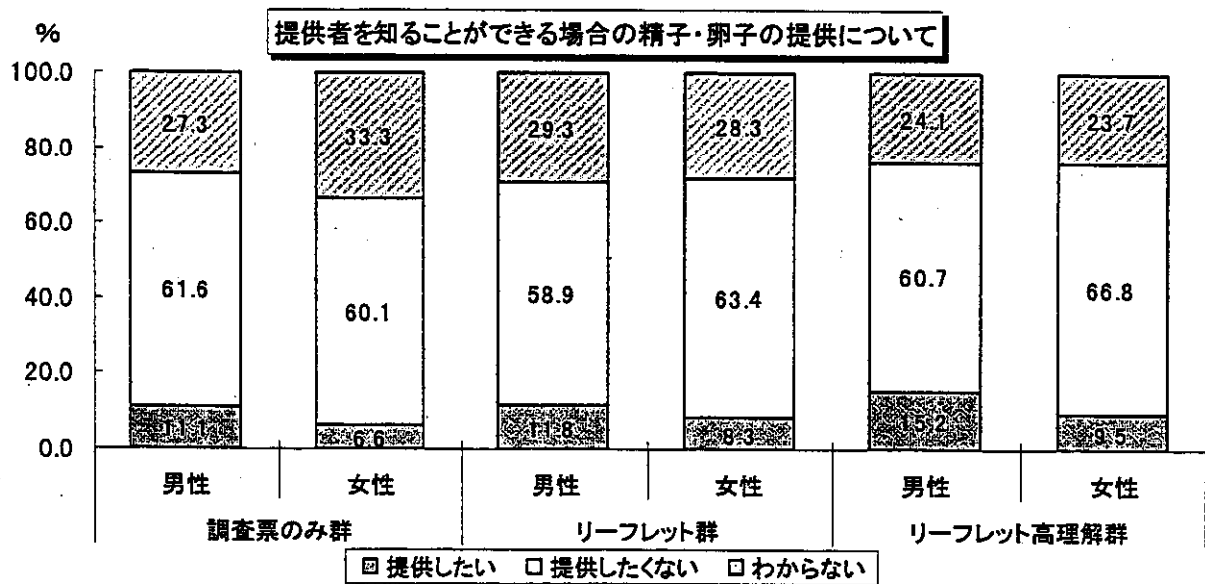


(3) 精子・卵子の提供の意思

(設問) 生まれた子どもが提供者(あなた)が誰であるかを知ることができる場合、精子、卵子の提供についてどう思いますか。

(設問) 生まれた子どもが提供者(あなた)が誰であるかを知ることができない場合、精子、卵子の提供についてどう思いますか。

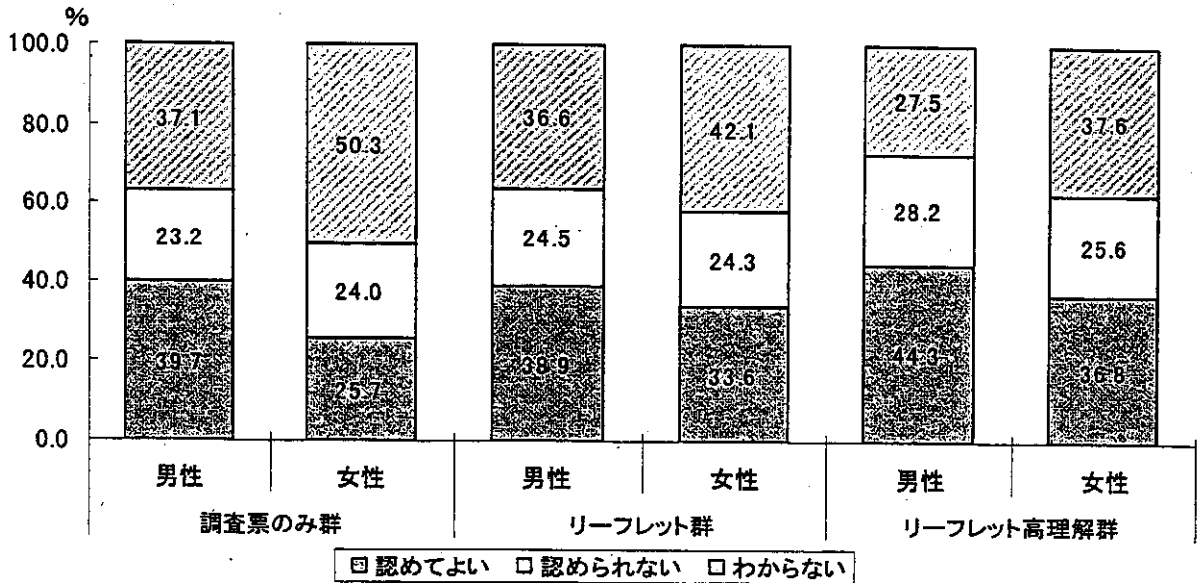
生まれた子どもが提供者が誰であるかを知ることができるか否かによって、精子・卵子を提供したいと答える者の割合に格差がある。提供者が誰であるかを知ることができる場合でも6%以上が「提供したい」と答えている。リーフレット高理解群においては男性で15%、女性で10%弱が「提供したい」と答えている。



6. 卵子のシェアリングについて

(設問) 卵子のシェアリング制度が考えられています。これは卵子の提供は原則として無償のボランティアによることを原則としますが、卵子の提供が少ないことが見込まれることから、他の体外受精を行っている女性から採取された卵子の一部を、医療費の一部を負担することによって、提供を受けるという制度です。この制度を一定の条件のもとで社会的に認めるべきだと思いますか。

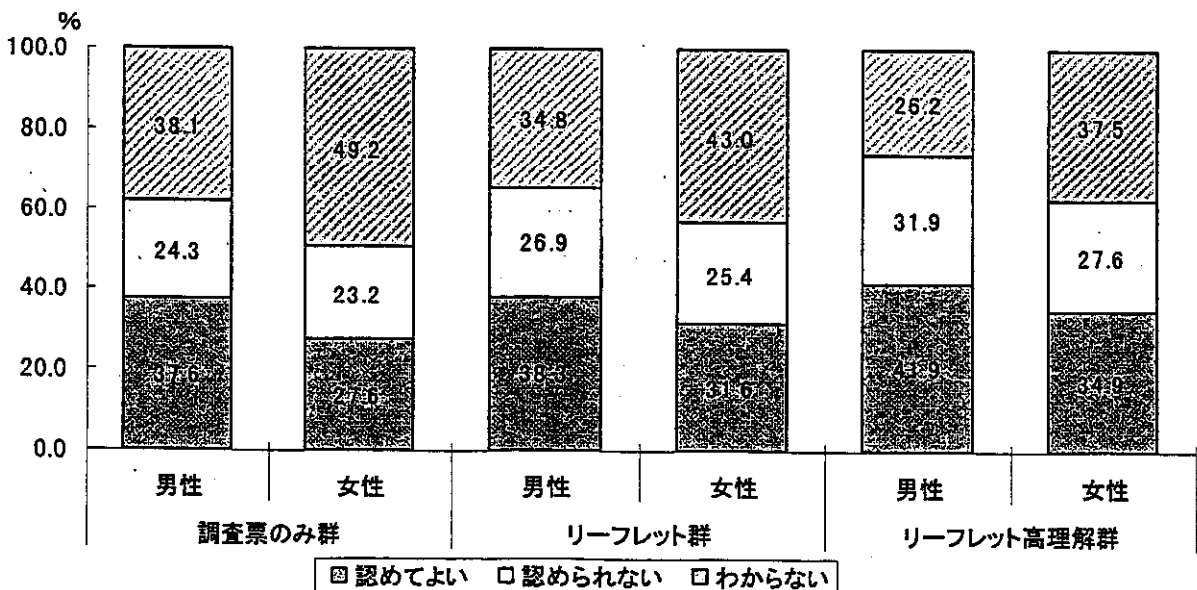
「認めてよい」と答えた者が多くなっているが、「認められない」と答えた者も多く意見が分かれている。調査票のみ群の女性では「わからない」と答えた者が半数を超えている。



7. 卵子の提供が少ない場合の受精卵（胚）の提供

(設問) 卵子を提供されることだけで妊娠できる状態にある夫婦が、提供される卵子が少ないために提供を受けることができず、やむを得ず、受精卵（胚）の提供を受けることを、一定の条件のもとで社会的に認めるべきであると思いますか。

「認めてよい」と答えた者が多くなっているが、「わからない」と答えた者も多く、意見が分かれている。



・不妊専門相談センターの整備

106百万円 → 112百万円

主な内容

対象か所数の増 36か所 → 42か所 (新エンゼルプラン)

1 予算額等の推移

(単位：千円、か所数)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
予算額	70,445	70,730	88,029	105,635	112,181
か所数	24	24	30	36	42
実績	12	18	24	28	—

(※) 新エンゼルプラン平成16年度目標値 47か所

(注) 14年度実績については、平成15年3月現在の状況である。

2 事業内容

(1) 不妊専門相談センター事業 (不妊専門相談 (相談員の設置及び研修))

不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談を医師及びケースワーカーによる相談指導、並びに専門相談員の研修を実施。

(14年度実施都道府県及び実施機関)

全国28カ所で実施

北海道(旭川医科大学附属病院)	青森県(弘前大学医学部附属病院)
岩手県(岩手医科大学附属病院)	秋田県(秋田大学医学部附属病院)
山形県(山形大学医学部附属病院)	福島県(福島県立医科大学附属病院)
茨城県(県南生涯学習センター等)	群馬県((財)群馬県健康づくり財団)
埼玉県(埼玉医科大学総合医療センター)	東京都(日本家族計画協会クリニック)
新潟県(新潟大学医学部附属病院等)	富山県(富山県立中央病院)
石川県(石川県こころの健康センター)	長野県(松本保健所)
岐阜県(岐阜地域保健所)	静岡県(静岡県総合健康センター)
滋賀県(滋賀医科大学附属病院)	京都府(京都府立医科大学附属病院)
大阪府(ドーンセンター)	鳥取県(鳥取県立中央病院)
島根県(島根県立中央病院)	山口県(山口県立中央病院)
徳島県(徳島大学医学部附属病院)	香川県(保健衛生センター)
愛媛県(健康増進センター)	高知県(各保健所)
佐賀県(佐賀中央保健所)	大分県(大分県立病院)

(2) 不妊治療に関する情報提供事業

不妊専門相談センターや保健所等において、不妊に悩む夫婦に対し診療機関毎の不妊治療の実施状況に関する情報提供を実施。

3 沿革 平成8年度創設

4 1県当たり補助基本額 5,869千円

(相談員雇上費 (医師及びケースワーカー)
電話設置、相談用図書購入費、担当者研修費)

5 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

6 補助率 1/2 (負担割合：国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2)